

諮問日：平成28年7月19日（平成28年度（最情）諮問第11号）

答申日：平成28年12月2日（平成28年度（最情）答申第34号）

件名：高等裁判所長官事務打合せに関する資料の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成27年度に開催された高裁長官事務打ち合わせに関する資料（開催案内、参加者名簿、座席図、裁判官異動計画等の配付資料、打合せ結果等）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1から24までの各文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、同記載14から20までの各文書につき、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年6月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 平成27年11月26日開催の高等裁判所長官事務打合せ（以下「事務打合せ」という。）に関する配布資料が存在するはずであるにもかかわらず、開示されていない。事務打合せに関する配布資料は、特定歴史公文書として国立公文書館に引き継がれるはずであるから、最高裁判所は廃棄していないはずである。
- 2 平成27年3月12日開催の事務打合せの場合、①判事現在員推移及び増減予測、②判事補現在員推移及び増減予測、③判事・判事補現在員推移及び増減

予測，④判事・特例判事補現在員推移及び増減予測，⑤簡裁判事現在員推移及び増減予測，⑥全裁判官現在員推移及び増減予測等の配布資料（以下「前年度配布資料」という。）が存在したにもかかわらず，平成28年3月3日開催の事務打合せの配布資料として開示されていない。

- 3 本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては，本件対象文書を対象文書として特定し，これについて，法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれていることから，当該情報が記載されている部分を不開示としたが，当該判断は相当である。

2 理由

- (1) 苦情申出人は，平成27年11月26日開催の事務打合せに関する配布資料が存在するはずであると主張する。しかし，事務打合せは，最高裁判所長官が議長となり，各高等裁判所長官等が出席する会議であるが，その設置や開催について定めた最高裁判所規程等はなく，司法行政上の課題に関しての情報共有や認識共有を図ることを目的とする打合せである。したがって，一定の結論を得ることや何らかの司法行政上の意思決定をすることが予定されているものではないため，最高裁判所事務総局においては，配布資料を内容が軽微かつ簡易であって保存期間を1年以上とする必要のない短期保有文書として取り扱っており，事務打合せが終了すれば事務処理上必要なくなるのであって，組織として保有することを予定していないことが通常である。実際に，事務の参考として特に保有していた別紙記載14から24までの各文書以外は，配布資料を作成した部署及び事務打合せの庶務を所管する部署の

いずれにおいても事務打合せ終了後速やかに廃棄されており、事務打合せの参加者についても、組織共用性のある状態で保有していない。

なお、別紙記載6及び同12の文書（以下「進行予定」という。）も短期保有文書として取り扱っているが、そもそも短期保有文書は、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされており、当該廃棄時期については、一律に決まっているものではなく、当該短期保有文書を用いる事務の事務処理上の必要性によって異なるところ、進行予定は、事務打合せの庶務事務を担当する係において、翌年度の事務打合せにおける庶務事務の参考とするため、翌年度の進行予定作成時まで事務処理上の必要性があるとして保存していたものである。

苦情申出人は、事務打合せの配布資料が国立公文書館へ移管される文書であるから廃棄されていない旨の主張をするが、配布資料は、意思決定に関連する文書ではなく、短期保有文書であるから、移管の対象となる文書に該当しない。

(2) 苦情申出人は、前年度配布資料が存在したはずであると主張するが、事務打合せの配布資料は、協議内容に沿って作成されるものであり、毎年同じ内容であるとは限らないところ、平成27年度の事務打合せの協議内容には前年度配布資料と同内容の資料を必要とするものはないことから、これらの資料は作成していない。

(3) 本件対象文書のうち、原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、下級裁判所裁判官の配置定員案、改正案の具体的内容及び前年度の配置定員との増減等が記載されているものである。これらの情報は、その後の変更可能性を含む未成熟な情報であるとともに、配置定員改正に関する最高裁判所の検討状況や最高裁判所と下級裁判所との調整過程に係る記載がされたものであることから、これらの情報を公にすることにより、当該情報を知った者からの不当な働きかけがされ、その対応を巡って

円滑な定員設定事務が阻害されるほか、外部からの圧力や干渉等の影響により定員設定に向けた正確な実情把握が阻害されるなど、定員設定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると判断したものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年7月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年8月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月23日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年11月28日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件苦情申出について

本件開示申出文書の開示を申し出る本件開示申出に対し、最高裁判所事務総長は、対象文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書以外にも本件開示申出文書に該当する文書が存在するはずであると主張してその開示を求めるとともに、本件対象文書の不開示部分（本件不開示部分）が不開示情報に当たるか不明であると主張して苦情申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断は相当であるとしている。

そこで、本件対象文書の見分の結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書は別紙記載1から24までの各文書であるところ、見分結果によれば、これらは、平成27年11月26日開催の事務打合せに係る開催通達、開催通知及び進行予定（別紙記載1から6まで）並びに平成28年3月3日開催の事務打合せに係る開催通達、開催通知、進行予定及び配布資料（別紙記載7から24まで）であると認められ、いずれも本件開示申出文書に該当すると認められる。

(2) 苦情申出人は、本件開示申出文書に該当する文書として平成27年11月26日開催の事務打合せに関する配布資料が存在するはずであると主張する。これに対し、最高裁判所事務総長は、配布資料については、内容が軽微かつ簡易であって保存期間を1年以上とする必要のない短期保有文書として取り扱われていて、担当部署においては、事務打合せ終了後速やかに廃棄されており、事務打合せの参加者についても、組織共用性のある状態で保有していない旨説明する。

そこで検討すると、裁判所の保有する司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については、この限りでないとされている。また、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第12の1の(5)は、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている。

最高裁判所事務総長の説明によれば、事務打合せは、司法行政上の課題に関しての情報共有や認識共有を図ることを目的とする打合せであり、その設置や開催について定めた最高裁判所規程等はないとのことであるから、その

ような事務打合せの性質に照らすと、事務打合せの際に配布された資料について、最高裁判所において、短期保有文書として扱っていることは不合理とはいえない。そして、最高裁判所事務総局において、事務処理上必要があるとして保有していた別紙記載6及び12から24までの各文書以外の文書は、事務打合せ終了後速やかに廃棄されているとする説明に不合理な点も見当たらない。

苦情申出人は、事務打合せに関する配布資料は、特定歴史公文書として国立公文書館に引き継がれるはずであるから、廃棄していないはずであると主張するが、内閣総理大臣への司法行政文書の移管に関する定めによれば、司法行政文書で移管すべきものとされているのは、重要な意思決定に係る文書や保存期間が30年以上である文書等であって、事務打合せに関する配布資料はこれらに該当するものではないとする最高裁判所事務総長の説明も合理的であるから、上記主張は採用の限りでない。

(3) また、苦情申出人は、前年度配布資料が存在するはずであるとも主張する。

しかしながら、最高裁判所事務総長の説明によれば、事務打合せの協議内容は、毎年同じ内容であるとは限らず、平成27年度の事務打合せにおいては、前年度配布資料を必要とする協議内容はないとのことであるところ、この説明が不合理であるとはいえず、他に前年度配布資料の存在をうかがわせる事情はない。したがって、前年度配布資料は作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。

(4) 以上のとおりであるから、本件開示申出文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の見分の結果によれば、別紙記載14から20までの各文書には、平成28年度の裁判官の配置定員の案やその前年度との増減等が記載されており、これらは、あくまで最高裁判所と下級裁判所との間で定員に関する調

整を行う過程についての情報であり、検討段階のものであると認められる。そうすると、裁判官の定員設定事務が人事事務とも密接に関連する機密性が要求されるものであることに照らすと、当該事務の性質上、本件不開示部分に記録された情報については、これを公にすると、これを知った者に無用な憶測を生じさせたり、不信感を抱かせたりするなどして、裁判所の定員設定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

4 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出文書を本件対象文書と特定した上で、その一部に法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が記載されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないものと認められ、また、その不開示とした部分はいずれも同号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

(別紙)

- 1 平成27年10月27日付け最高裁総一第1152号事務総長依命通達「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 2 平成27年10月27日付け最高裁総一第1153号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 3 平成27年10月27日付け最高裁総一第1154号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 4 平成27年10月27日付け最高裁総一第1155号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 5 平成27年10月27日付け最高裁総一第1156号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 6 「高等裁判所長官事務打合せ 全体協議進行予定（11月26日）」と題する文書
- 7 平成28年2月12日付け最高裁総一第171号事務総長依命通達「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 8 平成28年2月12日付け最高裁総一第172号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 9 平成28年2月12日付け最高裁総一第173号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 10 平成28年2月12日付け最高裁総一第174号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 11 平成28年2月12日付け最高裁総一第175号総務局長通知「高等裁判所長官事務打合せの開催について」
- 12 「高等裁判所長官事務打合せ 全体協議進行予定（3月3日）」と題する文書
- 13 「平成28年度 下級裁判所の裁判官の配置定員関係資料」と題する文書

- 1 4 「平成 2 8 年度判事・判事補配置定員改正一覧表（案）」と題する文書
- 1 5 「平成 2 8 年度簡易裁判所判事配置定員改正一覧表（案）」と題する文書
- 1 6 「平成 2 8 年度高・地・家裁裁判官配置定員改正案（総括表）」と題する文書
- 1 7 「平成 2 8 年度簡裁裁判官配置定員改正案（総括表）」と題する文書
- 1 8 「平成 2 8 年度高等裁判所裁判官の配置定員（案）」と題する文書
- 1 9 「平成 2 8 年度地方・家庭裁判所裁判官の配置定員（案）」と題する文書
- 2 0 「平成 2 8 年度簡易裁判所裁判官の配置定員（案）」と題する文書
- 2 1 「高等裁判所の新受事件数の推移（平成 1 7 年～平成 2 7 年上半期）」と題する文書
- 2 2 「地方裁判所の新受事件数の推移（平成 1 7 年～平成 2 7 年上半期）」と題する文書
- 2 3 「家庭裁判所の新受事件数の推移（平成 1 7 年～平成 2 7 年上半期）」と題する文書
- 2 4 「簡易裁判所の新受事件数の推移（平成 1 7 年～平成 2 7 年上半期）」と題する文書